国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日　　国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　金子　恭之

第29条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第29条第１項及び第２項の表を次のように改める。

［第29条　略］

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	46.00/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000	46.00/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000
短期組合員	46.00/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000	46.00/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000
船員組合員	44.50/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000	47.50/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	92.00/1,000	2.06/1,000	13.04/1,000	2.30/1,000				

［２　略］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	46.00/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000
船員組合員	47.50/1,000	1.03/1,000	6.52/1,000	1.15/1,000

第29条第３項中「49.80/1,000」を「46.00/1,000」に、「48.04/1,000」を「44.50/1,000」に、「51.56/1,000」を「47.50/1,000」に、「1.12/1,000」を「0.98/1,000」に改める。

第29条第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項、第２項及び第３項並びに第５項の規定は、令和８年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。